特許庁 審查業務部 商標課 商標審查基準室 意見募集担当者 御中

国際弁理士連盟日本協会(FICPIJAPAN)会長谷 義一商標意匠委員会委員長青木博通

「商標審査基準改訂案に対する意見」

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当日本協会の活動に対しまして格別のご指導、ご支援を賜り、ありがたく厚く感謝申し上げます。

「商標審査基準改訂案」につきまして、下記の通り要望致しますので、ご高配のほど宜しくお願い申し上げます。

国際弁理士連盟〈FICPI〉は、1906年に創設された知的財産権に関する業務を扱う事務所弁護士、弁理士で構成された国際団体であって、現在、参加国80カ国、会員数は凡そ5000人を擁しており、WIPOはもとより、EPO,OHIM, さらには各国特許庁、USPTO,JPO SIPO,KIPOなどの動向にも積極的に参画しております。

当国際弁理士連盟日本協会(FICPI JAPAN)は、1977年に設立され、30余年の歴史を有し、2008年12月には、横浜において、FICPI JAPANシンポジウムを日本弁理士会の協力のもとに開催し、33カ国から略400人の参加を得ており、また2014年4月には、国際弁理士連盟(FICPI)の執行委員会と、これと併せて、FICPI JAPAN京都シンポジウムを開催し、34か国から略400名の参加者を得て、新商標制度を含めて広く知的財産権の問題をグローバルな観点から検討、議論致しました。

記

以下に、報告書「商標審査基準改定案」(以下、「改定案」という)の各頁に沿って、要望事項を記載します。

1. 15頁の(ロ)について(色彩商標)

(要望事項)

「色彩及びそれを付する商品等における<u>位置</u>が特定できるように」とあるのを「色彩及び それを付する商品等における対象が特定できるように」に修正するよう要望致します。

(理由)

「位置」の語を使用すると、位置商標との違いが不明確となるためです。「対象」の語を 使用すれば、色彩商標と位置商標との区別が容易となります。

2. 15頁の(例1)の図について(色彩商標)

(要望事項)

(例1)の図の赤色で示された色彩については、破線を用いるように要望致します。 また、「RGB」については具体的な説明を付すよう要望致します。

(理由)

色彩商標の場合、位置商標と異なり、色彩が付される対象は特定されていますが、形状は特定されていないためです。

「RGB」が具体的に何を意味するが一般の方には理解しにくいためです。

3.17頁の11. (1). (ロ) について (音商標)

(要望事項)

ソノグラムによる音の商標の記載を認めるよう要望致します。

(理由)

ソノグラムによっても音の商標の特定は可能であり、欧州を含め諸外国でもこのような特定方法が認められているためです。

4. 18 頁の (注) について (音商標)

(要望事項)

「(注)打楽器用の一線譜は、総譜(フルスコア)に含まれる場合に限り記載することができる」を削除するように要望致します。

(理由)

例2の「タンバリン」の一線譜でも音のテンポと打楽器が発する音の音程を記載すれば、 音は特定できると考えます。

5. 20頁の(2)について(位置商標)

(要望事項)

「商標の詳細な説明」に「<u>実線で表した</u>包丁の柄の部分を赤色とする構成からなる」との記載を含めるよう要望致します。

(理由)

位置商標の構成部分を明確にするためであり、21頁の位置商標と認められる例(2)の ゴルフバッグの商標の詳細な説明の欄にも「実線で表したゴルフバッグのベルトの部分を赤 色とする構成からなる」と記載されております。

6.35 頁の(ハ) (音商標)

(要望事項)

35頁(ハ)の(例)「「子供靴」について、「歩くたびに鳴る『キュッキュッ』という音」」を削除するよう要望致します。

(理由)

当該音が、商品又は役務の魅力を向上させるにすぎない音かどうかは疑問であるためです。

7.67頁の(7)(ロ)について(音商標)

(要望事項)

67頁の(7)について、先登録商標「JPO」と後願の音の商標「言語的要素:ジェーピーオー/音楽的要素:自他商品役務の識別機能が非常に強い」は、原則類似しないとの例を記載するように要望致します。

(理由)

67頁の(7)(ロ)には、音商標から言語的要素が要部として抽出される場合の例が記載されているので、音商標から音楽的要素が要部として抽出される例がある方が、バランスがとれ、理解しやすいと考えます。

当初の審査基準案(平成26年7月付資料5頁の例3)には、このような例が記載されておりました。復活させるべきと考えます。

8. 115頁3. (2) (二) (音商標)

(要望事項)

楽器を特定しない音商標を五線譜で特定して出願し、その後、物件(音声ファイルで楽器を特定)を提出した場合には、要旨変更にならないとするよう要望致します。

(理由)

マドプロ出願の場合、出願時に音声ファイルを提出できないため、日本の特許庁から指令がかかった時に音声ファイルを提出することになり、また、外国からパリルートで出願依頼を受けた場合には、物件の提出が遅れるためです。

以上

連絡先:

国際弁理士連盟日本協会 (FICPI・JAPAN) 事務局 加藤晴子 (9am-5pm) 〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町 1-34-12 YKI 国際特許事務所内

TEL:0422-21-2666 FAX:0422-21-2431

E-mail:kato_h@yki.jp